

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
1	A-3~10	2. 災害発生時対応フロー 表中	市民支援班・調査応急対策班（水口地域）の平常組織を地域コミュニティ推進課以外の組織も加える。 ↓ 地域派遣職員により調整	地域コミュニティ推進課だけで、甲賀市の人口の4割を占める水口地域の対応をすることは難しいため。	体制を見直す	総合政策部
2	A-4 A-15	災害時職員初動マニュアル A初動（地震）警戒体制の行 総務部・会計管理組織の列	【提案】 ○総務部より10名地域派遣職員を配備【総務部】 ↓ ①水口地域の支援員は必要なし。 ②水口以外は「他は各2人待機とし、必要に応じて出動」 【対応案】 地域派遣職員は、総務部からは各地域に2名（10名）を派遣し、市民支援班（各地域市民センター及び地域コミュニティ推進課）の要請に応じて出動先を調整する。	【提案】 過去の体験から、水口地域支援員の必要性は疑問がある。また他の地域においても雨量等が異なり一律に配備がいいのか、状況判断で対応は不可能か。従来を踏襲するなら「信楽と土山」は当初から「甲南と甲賀」は状況判断とする。また地域支援員の業務を明確にする必要がある。 【対応案】 特に地震時においては市民支援班・調査応急対策班に緊急的に人員が必要となるため、各地域に2名の派遣を原則とし、状況に応じて出動体制を調整する。	体制を見直す	総務部
3	A-8 A-20	災害時職員初動マニュアル A初動（風水害）警戒体制の行 総務部・会計管理組織の列	【提案】 ○総務部より10名地域派遣職員を配備【総務部】 ↓ ①水口地域の支援員は必要なし。 ②水口以外は「他は各2人待機とし、必要に応じて出動」 【対応案】 地域派遣職員は、総務部からは各地域に2名（10名）の派遣を原則に待機とし、市民支援班（各地域市民センター及び地域コミュニティ推進課）の要請に応じて出動先を調整する。	【提案】 過去の体験から、水口地域支援員の必要性は疑問がある。また他の地域においても雨量等が異なり一律に配備がいいのか、状況判断で対応は不可能か。従来を踏襲するなら「信楽と土山」は当初から「甲南と甲賀」は状況判断とする。また地域支援員の業務を明確にする必要がある。 【対応案】 風水害時においては、提案のとおり状況に応じて出動。要否の判断は各地域市民センターの長とし、必要時に職員班に要請。	体制を見直す	総務部
4	A-10	災害時職員初動マニュアル A初動（風水害）警戒体制の行 建設部の列	「建設部より5名地域派遣職員を配備」 → 「削除」	①体制の見直し ②交代要員の確保が困難であるため。 なお、降雨等の状況によって部の判断で支援等を行なうこととする。	体制を見直す	建設部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
5	A-6	災害時職員初動マニュアル A初動（地震）警戒体制の行 建設部の列	「建設部より5名地域派遣職員を配備」→「削除」	①体制の見直し ②交代要員の確保が困難であるため。 なお、状況によって部の判断で支援等を行なうこととする。	体制を見直す	建設部
6	A-9	初動マニュアルフロー 【風水害 こども政策部 第二号体制の上段の欄	「(3時間前) ○所管施設の被害調査に関する こと [子育て政策課 発達支援課 保育幼稚園 課]」	記載されていないため。	業務内容を見直す	こども政策部
7	A-3~10	体制関係全般	【提案】 災害応援協定をしている団体とも日頃の台風等 からでも、積極的に支援をしてもらう、体制が 必要と考える。例えば、土嚢作製、食糧物資の 搬送などは民間に委託してはどうか。 ↓ 【対応案】 所管する各業務において、平常時に準備できる 業務を事前に遂行するとともに、各班におい て、関係する業務における協定締結の推進や必 要な予算の確保に努めること。	職員数は年々減少する中で、交代要員 も含めて苦慮するところである。	体制を見直す	総務部
8	A-13	災害時職員初動マニュアル 3. 地震時の対応 3.1 配備基準	表中、 第一号体制 「東海地震の注意情報が発令されたとき」を削 除し、 「南海トラフ地震に関連する情報」を追加す る。 第二号体制 「東海地震の警戒宣言が発令されたとき」を削 除する。	中央防災会議防災対策実行において 「南海トラフの地震の規模や発生時期 の予測は不確実性を伴い直前の予測は 困難」とされた。 気象庁は地震発生の可能性が相対的に 高まった場合「南海トラフ地震に関連 する情報(臨時)」を発表することとさ れた。	体制を見直す	総合政策部
9	A-3~10 A-15 A-16 A-28 I-6-15 I-7-92	2. 災害発生時対応フ ロー 表中 他該当箇所	水口庁舎→甲賀市役所 甲南庁舎→甲南第一地域市民センター	甲南庁舎・水口庁舎の廃止による	体制を見直す	総合政策部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
10	A-16	3.3.2 (1) 表中の本部員	「消防長」→「消防次長（水口消防署長）」 「こども政策部」→「こども政策部長」 「健康福祉部理事」→削除	消防本部の管轄である甲賀市・湖南市で同時に災害が発生した場合、消防長1名での両市対応は不可能であり、消防次長である水口消防署長（甲賀市）と湖南中央消防署長（湖南市）がそれぞれの市の「災害警戒本部」及び「災害対策本部」の本部員に入るもの。 ※ 首都直下地震や南海トラフ地震が発生し、消防庁より各地震のアクションプランの適応が宣言された場合、即時又は被害状況により本消防本部も滋賀県隊として出動準備を行うこととなります。これらは対象地域が震度6強を計測した場合、又は他の該当地域において対象地域と同程度の被害が予想される場合に適応となりますが、甲賀市においても警戒本部の設置基準である震度5弱を観測することが予想されます。この場合、消防本部から市の警戒本部及び対策本部に消防次長が出向することは難しく、今回、「消防次長」への修正案を申し出ますが、今後、市と消防本部で調整し作成していく必要があります。	体制を見直す 誤記修正	甲賀広域行政組合 消防本部 こども政策部 健康福祉部
11	A-16	3.3.3 (2) 表中の本部員	「消防長」 ↓ 「消防次長（水口消防署長）」	消防本部の管轄である甲賀市・湖南市で同時に災害が発生した場合、消防長1名での両市対応は不可能であり、消防次長である水口消防署長（甲賀市）と湖南中央消防署長（湖南市）がそれぞれの市の「災害警戒本部」及び「災害対策本部」の本部員に入るもの。 ※ 消防本部における風水害警備計画では、市の災害対策本部へは署長自らが出向するか職員を派遣することとなっています。市内各地で災害が発生した場合、各消防署単位での活動も必要となり、水口消防署長である消防次長が市の災害本部に入れないことも考えられますので、今回、「消防次長」への修正案を申し出ますが、今後、市と消防本部で調整し作成していく必要があります。	体制を見直す	甲賀広域行政組合 消防本部
12	A-21	4.3.2 (1) 表中の本部員	「消防長」→「消防次長（水口消防署長）」 「こども政策部」→「こども政策部長」 「健康福祉部理事」→削除	消防本部の管轄である甲賀市・湖南市で同時に災害が発生した場合、消防長1名での両市対応は不可能であり、消防次長である水口消防署長（甲賀市）と湖南中央消防署長（湖南市）がそれぞれの市の「災害警戒本部」及び「災害対策本部」の本部員に入るもの。 ※ 消防本部における風水害警備計画では、市の災害対策本部へは署長自らが出向するか職員を派遣することとなっています。市内各地で災害が発生した場合、各消防署単位での活動も必要となり、水口消防署長である消防次長が市の災害本部に入れないことも考えられますので、今回、「消防次長」への修正案を申し出ますが、今後、市と消防本部で調整し作成していく必要があります。	体制を見直す 誤記修正	甲賀広域行政組合 消防本部
13	A-21	4.3.3 (2) 表中の本部員	「消防長」 ↓ 「消防次長（水口消防署長）」	消防本部の管轄である甲賀市・湖南市で同時に災害が発生した場合、消防長1名での両市対応は不可能であり、消防次長である水口消防署長（甲賀市）と湖南中央消防署長（湖南市）がそれぞれの市の「災害警戒本部」及び「災害対策本部」の本部員に入るもの。 ※ 消防本部における風水害警備計画では、市の災害対策本部へは署長自らが出向するか職員を派遣することとなっています。市内各地で災害が発生した場合、各消防署単位での活動も必要となり、水口消防署長である消防次長が市の災害本部に入れないことも考えられますので、今回、「消防次長」への修正案を申し出ますが、今後、市と消防本部で調整し作成していく必要があります。	体制を見直す	甲賀広域行政組合 消防本部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
14	A-21	4.3.2 (2) 表中の本部員	「甲賀広域行政組消防本部職員及び水口方面隊幹部」の追記 ↓ 本部員ではないので追記は行わないが、代理対応等可とし、その他の消防職・団員も出向を踏まえた運用を現に実施しているため、修正は行わない。	現状、連絡員として出向していることから。 ※ 前記説明のとおり、消防長（現行）又は消防次長（修正案）が市の災害各本部へ入れない状況も考えられることから、本部員として消防長（現行）又は消防次長（修正案）に加え、一般消防職・団員（幹部）も入り対応できるように変更願うものです。 ↓ 本部員としては、消防次長（水口消防署長）と消防団長とし、当然代理対応を可とし運用します。	体制を見直す	甲賀広域行政組合消防本部
15	A-29	初動緊急特別体制	子ども支援班 ○所管施設の被害状況の確認 ↓ 【対応】 災害発生時対応フロー、地震時（A-3～A-6）初動緊急特別体制の行により活動を開始する。 A29の表を削除し、A-9のフロー図に提案内容を反映する。	抜けているため。 ↓ 【対応】 災害発生時対応フロー、地震時（A-3～A-6）と整合していないため。	体制を見直す	子ども政策部
16	A-32～	8.2災害対策本部体制事務分掌	災害対策本部事務分掌の修正 【削除・一部削除】 ○渉外広報班 ・市防災行政無線の利用に関すること（甲南第一地域市民センター） ○市民生活班 ・外国人通訳（相談）に関すること。 ○農林対応班 ・ペット、家畜等動物の救護及び対策に関すること。 【追記】 ○市民支援班 ・災害時の外国人支援に関すること ・災害時多言語支援情報センターに関すること ○環境班 ・愛玩動物の保護に関すること。	市防災行政無線の廃止による。 体制の見直しによる。	体制を見直す	関係班

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
17	I-4-5	第1 河川災害予防計画	①危機管理課の追記 ②甲賀農業農村振興事務所の記載確認	① ソフト対策が含まれるのであれば危機管理課が追記となる。 ② I-7-16及びI-7-17との整合 河川災害に用排水路・ため池が含まれるのであれば農村整備課が入る。	体制を見直す	建設部
18	I-4-5	第2 土砂災害予防計画	①危機管理課の追記	① ソフト対策が含まれるのであれば危機管理課が追記となる。	体制を見直す	建設部
19	I-6-2	第2 被害想定箇所に基づく防災体制の強化	農村整備課、林業振興課を追記	ため池、山地関係の担当課である。	体制を見直す	建設部
20	A-2-2	5職員の連絡体制 5.1職員の連絡	準備体制から、全職員に配備体制を連絡する。	実際の運用に改める。	業務内容を見直す	総合政策部
21	A-1-8 A-1-9	4. 風水害時の対応 4.1配備基準	台風接近時の対応には、事前行動計画（タイムライン）を活用することを明記し、活用の根拠を防災計画に位置づける。	滋賀県地域防災計画での事前行動計画（タイムライン）の活用が推進され、本市においては、平成28年度から試行運用がなされている。	法律や指針等の改正に対応する	総合政策部
22	II-5-8（新設）	第5節（新設）	事前行動計画（タイムライン）の活用の説明	事前行動計画（タイムライン）の活用の位置づけを明確にするため。	法律や指針等の改正に対応する	総合政策部
23	B-2	甲賀市 避難勧告等の判断・伝達 マニュアル	内閣府作成の「避難勧告等の判断・伝達マニュアルガイドライン」が「避難勧告等に関するガイドライン」に改正されたことに伴う修正	「避難勧告等に関するガイドライン」 内閣府が平成29年1月作成による。	法律や指針等の改正に対応する	総合政策部
24	I-5-1-7	第2 旅行者及び外国人に対する災害予防計画	・避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえた修正。 ・災害時多言語情報センター設置を踏まえた修正。 ・やさしい日本語の活用を踏まえた修正。		防災基本計画との整合	総合政策部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
25	I-5-17	第2 3. (2) エ	【提案】削除 ↓ 【対応】 通訳ボランティア等外国人対応に関してサポートする人材の確保に努める。	「外国語災害ボランティア等」が何を指すのか把握できていない。 ↓ 通訳ボランティアの人材の確保	業務内容を見直す	総合政策部
26	I-7-64	外国人に対する広報	・やさしい日本語の活用 ・災害時多言語情報センターで対応する。	・やさしい日本語の活用を踏まえた修正 ・災害時多言語情報センター設置を踏まえた修正	県計画との整合を図る	総合政策部
27	I-7-5	3. (1) 3. (3)	【提案】「震度5弱以上の」→「震度5強以上の」 ↓ 【対応】 甲賀広域行政組合消防本部地震警備計画との整合を図る。	提案： 消防本部の地震警備計画では震度毎に自主参集の基準が定められており、全職員が参集するのは震度5強以上である。 市の全職員自主参集も震度5強であることから、消防団員も同じと考えられます。	甲賀広域行政組合消防本部地震警備計画との整合	甲賀広域行政組合消防本部
28	I-7-117～	第21節 清掃計画	第21節 災害廃棄物処理計画に改める 環境省が定める「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月）に基づく、災害廃棄物処理計画の策定について明記する	「災害廃棄物対策指針」（環境省 平成26年3月）	法律や指針等の改正に対応する	市民環境部
29	I-7-117	第21節 清掃計画 2. 廃棄物等処理対策 (2) 対策計画	(2) 対策計画 イ 一時保管場所の確保 …一般廃棄物及び産業廃棄物を… ↓ …災害廃棄物を… 【対応】 該当箇所を削除し、新たに災害廃棄物処理計画を定める。	ここで言われる「産業廃棄物」とは事業場由来の災害廃棄物のことでしょうか？もし、そうであれば、これらは原則として一般廃棄物である「災害廃棄物」になります（一部例外あり）。	法律や指針等の改正に対応する	滋賀県循環社会推進課
30	I-7-117	第21節 清掃計画 2. 廃棄物等処理対策 (3) 対策計画	(2) 対策計画 ウ 一般廃棄物 ↓ ウ 災害廃棄物 【対応】 該当箇所を削除し、新たに災害廃棄物処理計画を定める。	災害廃棄物は一般廃棄物になります。下欄の修正と合わせて修正してはいいでしょうか。 なお、I-6-8にも「災害廃棄物」という言葉が出てきます。	法律や指針等の改正に対応する	滋賀県循環社会推進課

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
31	I-7-117	第21節 清掃計画 2. 廃棄物等処理対策 (4) 対策計画	(2) 対策計画 ウ 一般廃棄物 (イ) …一般廃棄物処理場… 【対応】該当箇所を削除し、新たに災害廃棄物処理計画を定める。	「一般廃棄物最終処分場」のことであれば、修正してはいかがでしょうか。	法律や指針等の改正に対応する	滋賀県循環社会推進課
32	I-7-117	第21節 清掃計画 2. 廃棄物等処理対策 (5) 対策計画	(2) 対策計画 エ 産業廃棄物 ↓ 「産業廃棄物のタイトル」を削除し、(ウ)にして、ウ 災害廃棄物の中に入れてはどうか。 【対応】該当箇所を削除し、新たに災害廃棄物処理計画を定める。	ここで言われる「産業廃棄物」とは事業場由来の災害廃棄物のことでしょうか？もし、そうであれば、これらは原則として一般廃棄物になります（一部例外あり）。	法律や指針等の改正に対応する	滋賀県循環社会推進課
33	I-6-11 I-6-12	第1 災害備蓄の充実 3. 事業計画	発災後3日間を市民、市、県（流通備蓄含む）がそれぞれ1日分備蓄するという基本的な考えを示す。 【資料編11.2備蓄食材等調達計画】を追記	県計画において、各市は備蓄食材等の具体的な調達計画を地域防災計画で示すこととなっているため。	県計画との整合を図る	総合政策部
34	資料11-2（新設）	備蓄食材等調達計画	「備蓄食材等調達計画」を新設	県計画において、各市は備蓄食材等の具体的な調達計画を地域防災計画で示すこととなっているため。	新規追加 県計画との整合を図る	総合政策部
35	I-6-18（新設）	第5節 受援計画の策定（新設）	受援計画の策定を目指す旨を防災計画に位置づけるもの。	県防災プランとの整合を図るもの。	県計画との整合を図る	総合政策部
36	資料10-6	指定緊急避難場所 虫生野	「甲賀看護専門学校」「水口町北内貴280-2」「その他」「屋内248人」「屋外1,150人」を追加	地元からの申出による。承認後、管理者の同意、告示必要。	新規追加	虫生野区
37	資料10-7	指定緊急避難場所 杣中	「杣中公民館」の指定の取消し 「杣中コミュニティセンター杣の郷」「杣中408-1」「地元区・自治会」「洪水内水氾濫・崖崩れ土石流地滑り・地震」「屋内143人」「屋外2200人」を追加	地元からの申出による。承認後、告示必要。	指定の取消し 最新情報化	杣中区

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
38	資料10-8	指定緊急避難場所 新城	地域地区「5組東」の地震の指定緊急避難場所に「市有地広場」「水口町新城357」「地震」「屋外160人」を追加	地元からの申出による。承認後、告示必要。	新規追加	新城区
39	資料10-11	指定緊急避難場所 頓宮	「頓宮公民館」の指定の取り消し 「頓宮コミュニティセンター」「土山町頓宮770-1」「地元区・自治会」「洪水内水氾濫・崖崩れ土石流地滑り・地震」「屋内118人」「屋外2200人」を追加	地元からの申出による。承認後、告示必要。	指定の取消し 新規追加	頓宮区
40	資料10-13	指定緊急避難場所 毛枚	「大福寺公民館（第2公民館跡地）」の指定の取り消し 「老人憩いの家毛枚荘」・収容人数の変更「屋外261人」→「43」「屋外332人」→「100人」 ・「毛枚倉庫前空地」「甲賀町毛枚1176」「地元区・自治会」「地震」「屋外170人」を追加	地元からの申出による。承認後、告示必要。	指定の取消し 誤記修正 新規追加	毛枚区
41	資料10-17	指定緊急避難場所 田代	・施設「田代高原の郷」→「旧田代高原の郷」 ・管理者「甲賀市」→「地元区・自治会」 ・「田代交流館」「信楽町田代564」「地元区・自治会」「洪水内水氾濫・地震」「屋内210人」「屋外587人」を追加 ・「田代草の根ハウス」の指定を取り消し	地元からの申出による。承認後、告示必要。	新規追加	田代区
42	I-1-8	表中 指定地方行政機関業務の大綱	滋賀労働局の事務又は業務の大綱を ・工場、事業場（鉱山関係は除く）における労働災害防止のための指導監督 ・被災者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導 ・被災者の労災保険給付に関する対応 ・助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防及び再就職の促進 に改める。	処理すべき事務又は業務の大綱の変更	県計画との整合を図る	総合政策部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
43	I-6-7	第2節避難体制の充実 第2 避難経路・避難路計画 4. 避難に関する情報の周知 (2) 標識、掲示板等の整備	【追記】 指定緊急避難場所の案内図、誘導標識、表示板は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 また、日本語の理解が困難な外国人等が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。	内閣府、消防庁により、日本工業規格(JIS)において避難場所等の災害種別一般記号が制定されたため。 平成28年3月22日	防災基本計画との整合	総合政策部
44	I-2-2	下から2行目 災害の概要、第1災害要因、2人口分布	「上回っており、に人口が」→「上回っており、ここに人口が」	誤記	誤記修正等	上下水道部
45	I-2-7	(8行目)	「活断層の中ではやや高いグループに属することとなる。」 について、ランクでの相対的評価を追記すべき。 (例)活断層の中ではAランク(やや高いグループ)に属することとなる。	滋賀県地域防災計画において、我が国の主な活断層における相対的評価を記載しているため、整合させる。	誤記修正等	滋賀県道路課
46	I-2-11	表中 上水道施設：断水人口	地震直後57,898人、1日後72,455人増加していることに疑問 ↓ 修正事項はなし	南海トラフの場合、想定において停電が継続する地域では、一部非常用電源設備の燃料補給困難のため配水池への送水が不能となり、断水区域が拡大するため。	誤記修正等	上下水道部
47	I-4-1	第4章 災害に強いまちづくりの推進 第1節 災害を未然に防ぐ施設の整備・維持管理 第1 防災空間の整備 2. 河川の整備	河川改修を推進する ↓ 河川改修、 <u>維持管理</u> を推進する		業務の見直し	滋賀県流域政策局 流域治水政策室
48	I-5-1	1. 普及・啓発すべき内容 (3) 平常時の心得(日ごろの準備)	・災害リスクの確認及び災害毎の避難行動の検討(追加)		誤記修正等	滋賀県流域政策局 流域治水政策室

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
49	I-5-2	3. 普及・啓発の方法	市防災行政無線の削除	市防災行政無線の廃止による	最新情報化	総合政策部
50	I-5-3	6の表中 5) 地域における避難対象地域・・・	6の表中 5) 地域における避難対象地域・・・ ↓ 地域における避難対象地域の災害リスクの特性、急傾斜地崩壊危険箇所・・・		誤記修正等	滋賀県流域政策局 流域治水政策室
51	I-5-7	4. 自主防災組織の内容	4.・・・規約及び活動計画・・・ ↓ ・・・規約及び防災訓練等の活動計画、連絡体制・・・		誤記修正等	滋賀県流域政策局 流域治水政策室
52	I-5-13	3. 避難支援計画 (1) 避難行動要支援者の把握（避難行動要支援者名簿の作成） イ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報	【提案】 イ 避難指示等を必要とする事由、・・・ ↓ 避難支援等を必要とする事由、 <u>避難行動に必要な支援方法</u> 【対応】：修正しない	【対応理由】 国の指針に整合させ、「その他避難支援等の実施に必要な事項等」とし、提案の内容も含めた解釈とする。	誤記修正等	滋賀県流域政策局 流域治水政策室
53	I-5-15	キ 情報伝達体制	防災行政無線（文字表示）→文字放送	市防災行政無線の廃止による	最新情報化	総合政策部
54	I-5-17	第4節 避難行動要支援者の災害予防計画 第1 避難行動要支援者の災害予防計画 6. 応急仮設住宅における避難行動要支援者への配慮	市は、県との連携及び県と協定を締結しているプレハブ建築協会等との協定の下、応急仮設住宅を整備する際、応急仮設住宅の ↓ 市は、県との連携及び県と協定を締結しているプレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、公益社団法人県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部等との協定の下、応急仮設住宅を整備する際、応急仮設住宅の	I-7-97の記載内容と同じ表現とするため	誤記修正等	滋賀県住宅課

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
55	I-6-2	第3 情報伝達システムの整備 2. 情報収集伝達予防計画	市防災行政無線にかかる箇所の削除	市防災行政無線の廃止による	最新情報化	総合政策部
56	I-6-8	第2節 避難体制の充実 第5 防疫及び保健衛生対策 4. 廃棄物処理計画 (3) 廃棄物の一時保管場所の配置計画	…一般廃棄物及び産業廃棄物を… ↓ …災害廃棄物を…	ここで言われる「産業廃棄物」とは事業場由来の災害廃棄物のことでしょうか？もし、そうであれば、これらは原則として一般廃棄物である「災害廃棄物」になります（一部例外あり）。	誤記修正等	滋賀県循環社会推進課
57	I-6-8	第2節 避難体制の充実 第5 防疫及び保健衛生対策 4. 廃棄物処理計画	(1) <u>一般廃棄物施設</u> の耐震化及び浸水対策 ↓ (1) 一般廃棄物 <u>処理施設</u> の耐震化及び浸水対策	誤記	誤記修正等	滋賀県循環社会推進課
58	I-6-8	第2節 避難体制の充実 第5 防疫及び保健衛生対策 4. 廃棄物処理計画	…耐震化対応の <u>検討</u> を進める。	検討は対応の中に含まれるため。	誤記修正等	滋賀県循環社会推進課
59	I-6-8	第2節 避難体制の充実 第5 防疫及び保健衛生対策 4. 廃棄物処理計画 (2) 災害時に発生するごみの推計	…ごみの量を把握する <u>よう努める</u> 。	量が把握できないとその後の対応がとれないため、把握せざるを得ない。	誤記修正等	滋賀県循環社会推進課
60	I-7-3	■消防団組織図	消防団組織図の最新化	最新情報化	最新情報化	総合政策部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
61	I-7-26	第9節 第9節 公共通信・放送施設応急対策計画	(1) 県防災行政無線 イ 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。 に次の2項を追記する。 (ウ) 電源の喪失等による場合は、県等に電源車の貸与の要請の実施 (エ) 通信手段の確保が不十分な場合は、県や通信事業者から通信機器の貸与を受ける等通信手段の確保	県計画の修正による	県計画との整合を図る	総合政策部
62	I-7-26	第9節 第9節 公共通信・放送施設応急対策計画	(3) 市防災行政無線 関係記述の削除	市防災行政無線の廃止による	最新情報化	総合政策部
63	I-7-31	ウ 凍霜害防除	「市防災行政無線、」削除	市防災行政無線の廃止による	最新情報化	総合政策部 産業経済部
64	I-7-32	エ 凍霜害防除	「市防災行政無線、」削除	市防災行政無線の廃止による	最新情報化	総合政策部 産業経済部
65	I-7-36	3. (2). イ. (ア)	「甲賀広域行政組合消防本部」 ↓ 「市長」	要請は災害が発生した市町の長であるため	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
66	I-7-37	3. (2). イ. (イ)	(イ) 甲賀市伊賀市消防団相互応援協定 ↓ (3) 〃	見出し符号の誤り。 ※ 以降これに付随し符号変更必要	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
67	I-7-37	3. (2). ウ	ウ 内容 ↓ ア 内容	〃	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
68	I-7-37	3. (2). エ	エ 要請 ↓ イ 要請	〃	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
69	I-7-37	3. (3)	(3) ↓ (4)	〃	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
70	I-7-37	3. (4)	(4) ↓ (5)	〃	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
71	I-7-37	イ 要請 (ア)各市連絡担当部局	【資料編7.7甲賀市伊賀市災害時相互応援協定】 【資料編7.8 外国人集住都市会議災害時相互応援協定】 【資料編7.9 甲賀市宇治田原町災害時相互応援協定】	記入漏れ	誤記修正等	総合政策部
72	I-7-49	第15節 情報計画 第1 被害状況調査計画 5. 建物被害調査 (2) 被害調査	(2) 被害調査 ア 現地調査の実施 (7) 第1次調査 「建築物応急危険度判定調査終了後、市内全域を対象に調査・判定する。」 ↓ 「3. 現地被害状況調査 (1) 調査応急対策班の調査終了後、市内の対象区域を定めて調査・判定する。」	被害調査と建築物応急危険度判定調査は目的が異なることから、前後して実施されているケースが多く、調査応急対策班の現地被害状況調査結果を受けて実施する方が合理的。また、調査応急対策班の調査結果によっては、必ずしも市内全域を対象とする必要はない。	業務内容を見直す	滋賀県建築指導室
73	I-7-53 III-2-3	[火災・災害等速報連絡先]	I-7-53と同様に変更(連絡先を滋賀県に) その上で、 滋賀県 防災 TEL 111-862 → *-53-862 消防庁 防災 TEL 048-500-7855 → *-6-048-500-7855 FAX 048-500-7537 → *-6-048-500-7855 (勤務時間外) TEL 048-500-7782 → *-6-048-500-7782 FAX 048-500-7789 → *-6-048-500-7789	補正	最新情報化	滋賀県防災危機管理局
74	I-7-63	第7章第15節情報計画 第4 災害広報広聴計画	2. 市における広報(オ)広報手段の加除 「(イ) 内市防災行政無線、」の削除 「(ク) Lアラート(災害情報共有システム)」を追記 「(ク) その他」→「(ケ) その他」	現状の運用に即して見直す。	最新情報化	総合政策部
75	I-7-74	避難所開設運用フロー 避難所の管理・運営	名簿作成 ↓ 避難者名簿作成	明確化	誤記修正等	総合政策部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
76	I-7-75	第5避難所の開設等 2避難所の開設等 (2)避難所の運営 ア	【追記】 日本語の理解が困難な外国人等に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。	県計画との整合を図る	県計画との整合を図る	総合政策部
77	I-7-75	イ. 管理様式	資料編参照ページを修正。 ↓ 修正事項はなし	ページ番号ではなく、項目を示している	誤記修正等	滋賀県道路課
78	I-7-75	エ その他参考となる事項	著しく以上 → 著しく異常	誤記	誤記修正等	総合政策部
79	I-7-85	(4) 災害救助法による救助の種類と実施	災害救助法の種類を削除 災害救助法の適用後速やかに救助が実施できるよう知事の事務を市に委任する内容の明確化	県水防計画の修正を反映	県計画との整合を図る	総合政策部
80	I-7-85	ア 救助の実施状況の記録及び報告	ア 救助の実施状況及び報告 ↓ ア 救助の実施状況の記録及び報告	県計画との整合を図る	県計画との整合を図る	総合政策部
81	I-7-100	フェーズに応じた4段階の医療救護活動（県地域防災計画）	第3フェーズ（4日から2週間） こころのケアチームを追記	県計画との整合を図る	県計画との整合を図る	総合政策部
82	I-7-113	第20節 防疫及び保健衛生計画 第1 防疫計画 2. 防疫の実施 ウ	感染症の予防及び患者の医療に関する法律 ↓ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	誤記	誤記修正等	滋賀県薬務感染症対策課
83	I-7-113	第20節 防疫及び保健衛生計画 第1 防疫計画 2. 防疫の実施 (2) 防疫組織 ア 災害防疫対策本部	(2) 防疫組織 ア 災害防疫対策本部 他の部分での記載は「災害防疫対策部」となっている ↓ 「災害防疫対策部」で統一する。	組織名称の記載が統一されていないため	誤記修正等	滋賀県薬務感染症対策課
84	I-7-114	県の措置（県地域防災計画）	県地域防災計画を抜粋記載しているが、一部書き換えられている。正しく転記すべき。	県計画との整合を図る	県計画との整合を図る	滋賀県薬務感染症対策課
85	目次の次	C. 本編 甲賀市地域防災計画担当課一覧表	・VI復旧・復興編→1 災害復旧・復旧計画→4 国及び県の財政援助措置→第1 国の一部負担又は補助の都市計画課欄に「○」を追加	・No.4に土地区画整理法の記載があり、都市計画課も担当となっているが、一覧表には反映されていない。	誤記修正等	都市計画課

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
86	目次の次	C. 本編 甲賀市地域防災計画担当 課一覧表	「健康推進課」列の削除	削除した欄の見え消し残	誤記修正等	総合政策部
87	A-1	1.2 囀中	「震度5強以」→「震度5強以上」	誤記	誤記修正等	甲賀広域行政組 合消防本部
88	A-3	初動マニュアルフロー 【地震】表中 右列中段 市民支援班・調査応急対 策班	防災行政無線の運用【甲南第一地域市民セン ター】→「削除」	市防災行政無線の廃止による	最新情報化	総合政策部
89	A-7	初動マニュアルフロー 【風水害】表中 右列中 段	防災行政無線の運用【甲南第一地域市民セン ター】→「削除」	市防災行政無線の廃止による	最新情報化	総合政策部
90	A-2 2	5職員の連絡体制 5.1職員の連絡 (2)閉庁時	「防災行政無線、」→削除	市防災行政無線の廃止による	最新情報化	
91	A-3 6	8.3 各班の連携・情報 発信関係図	こども政策部 こども支援班	囀中にないため。	誤記修正等	こども政策部
92	B-3 B-4 B-2 8 B-4 0 B-4 3 B-4 6	防災行政無線に関する記 述部分	防災行政無線の記述部分の削除	市防災行政無線の廃止による	最新情報化	総合政策部
93	B-4 8	②要配慮者利用施設の施 設管理者への伝達	避難確保計画の作成・公表等が努力義務から義 務とされたことに伴う修正。	土砂災害防止法第8条の2に基づく対応 水防法第15条第1項に基づく対応	最新情報化	総合政策部
94	B-4 8	③県や関係機関への伝達	コモンズ ↓ 滋賀県防災情報システム(Lアラート)	公共情報コモンズは概念であるため、 具体的なシステムを追記するもの。	誤記修正等	総合政策部
95	I-1-7	表中 指定地方行政機 関業務の大綱	近畿農政局(滋賀支局)→近畿農政局(滋賀県 拠点)	名称の変更	最新情報化	総合政策部
96	II-1-1	第3 雨量 上から2行目	あること。→ある。	誤記	誤記修正等	上下水道部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
97	Ⅱ-2-1	2. 事業計画 (1) 河川改修の要請	2. (1)・・・未改修河川についても・・・ ↓ ・・・未改修河川についても、適正な維持管理を進めるとともに・・・		誤記修正等	滋賀県流域政策局 流域治水政策室
98	Ⅱ-2-1	2. 事業計画 (1) 河川改修の要請	(1) 河川改修の要請 ・・・河川災害が頻発し・・・ 頻発→発生	表現修正	誤記修正等	滋賀県流域政策局 流域治水政策室
99	Ⅱ-2-1	2. 事業計画 (1) 河川改修の要請	(2) 河川改修の要請 積極的に取上げ着手する。 【提案者確認】ここで「着手する」のは甲賀市では？ 一級河川の内容ではないという理解でよろしいか？ ↓ 【市修正案】 積極的に取り上げ改修に着手するよう要請する。	【市解釈】 項目に詠う「要請」が前提であるため、一級河川の改修の着手を要請する意図も含む。 明確になるように修正する。	誤記修正等	滋賀県流域政策局 流域治水政策室
100	Ⅱ-2-1	2. 事業計画 (2) 危険箇所の周知と警戒避難体制の整備	その他 要配慮者利用施設の避難体制の確立 洪水浸水想定区域内の対象施設の抽出等 ↓ エ 要配慮者利用施設の避難体制の確立	水防法第15条第1項に基づく対応	誤記修正等	滋賀県流域政策局 流域治水政策室
101	Ⅱ-2-2	第2 ため池対策 1. 計画方針	2. 1.・・・努めるとともに管理・・・ ↓ ・・・努めるとともに台風期等の水位操作等の管理・・・		誤記修正等	滋賀県流域政策局 流域治水政策室
102	Ⅱ-2-6	2. 事業計画 (4) 要配慮者利用施設の避難体制の確立	(4) 要配慮者利用施設の避難体制の確立	土砂災害防止法第8条の2に基づく対応	誤記修正等	総合政策部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
103	Ⅱ-2-6	第2節 土砂災害に強いまちづくり 第5 治山対策 1. 計画方針	小規模で直撃型の災害に対しては単独治山事業等の推進を図る。 ↓ 続きに以下追記 「また、山地災害危険地区については、未然に見回りを実施するとともに、市民へ周知を行い、林業関係団体から情報収集に努める。」	山地災害地区の対応が不十分であるため、続きに追記	誤記修正等	滋賀県森林保全課
104	Ⅱ-2-6	第2節 土砂災害に強いまちづくり 第5 治山対策 2. 事業計画	「崩壊土砂流出危険のある荒廃溪流に対しては」 ↓ 「崩壊土砂流出危険地区等の危険のある荒廃溪流に対しては」	山地災害危険地区等の対応が不十分であるため	誤記修正等	滋賀県森林保全課
105	Ⅱ-6-1	第2節 公用負担の原則	主担当の見直し ↓ 権限行使にかかる事項であるため、主に行わせる課を主担当とする。	総合的には危機管理課である。 →左記に同じ	誤記修正等	建設部
106	Ⅲ-1-2	第1 1. 文中	「保全体制」 ↓ 「保安体制」	「保全」の意味・・・保護して安全であるようにすること。「保安」の意味・・・安全を保つこと。また、社会の安寧秩序を保つこと。タイトルも「保安体制の強化」となっているため。	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
107	Ⅲ-1-2	第1 3. タイトル	「規制の強化」 ↓ 「危険物規制に係る指導の強化」	規制は法令で定まっているため、「指導を強化する」という文言に修正。	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
108	Ⅲ-1-2	第1 3. 文中	「厳密かつ強力な行政指導を行う。」→「厳密かつ的確な行政指導を行う。」	「強力な行政指導」とは？	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
109	Ⅲ-1-2	第1 3. (2) 及び (3)	「・・・指導の強化」 ↓ 「・・・指導」	(1) 及び (4) と統一し、「の強化」を削除。	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
110	Ⅲ-1-2	第1 3. (5)	耐震性調査は危険物規制で規定がないため、第1、4の安全対策に対する指導内容に含めてはどうか？ ↓ 提案どおり修正	耐震性調査は危険物規制で規定がないため	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
111	Ⅲ-1-2	第1 4. (1) 文中	「屋外タンクによる危険物の流出」 ↓ 「屋外タンクからの危険物の流出」	補正	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
112	Ⅲ-1-2	第1 4. (2) 文中	「定期的に事業所に対し、保安点検を推奨する。」→「事業所に対し、日常的な点検を指導する。」	補正	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
113	Ⅲ-1-2	第1 4. (3) 文中	「油の漏洩」 ↓ 「危険物の漏洩」	補正	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
114	Ⅲ-1-2	第1 4. (3) 文中	「油漏れの有無」 ↓ 「漏洩の有無」	補正	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
115	Ⅲ-1-2	第1 4. (3) 文中	「定期点検（漏れの点検含む）」 ↓ 「定期点検」	危険物規制上、定期点検に漏れの点検が含まれているのは明確であるため、「（漏れの点検含む）」を削除。	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
116	Ⅲ-1-2	第1 4. (4) ア 文中	「危険物を貯蔵して取り扱う施設管理者に対し、危険物施設の出入口」→「危険物を貯蔵し、取り扱う施設の管理者に対し、施設の出入口」	補正	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
117	Ⅲ-1-3	第1 4. (4) イ 文中	「危険物を貯蔵して取り扱う施設」 ↓ 「危険物を貯蔵し、取り扱う施設」	補正	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
118	Ⅲ-1-3	第1 4. (4) ウ 文中	「協力体制を推進させる。」 ↓ 「協力体制を構築させる。」	補正	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
119	Ⅲ-1-3	第1 5. タイトル	「自衛消防組織」 ↓ 「自衛消防組織等」 ※等の追加	(3) 及び(4) では行政に関する内容も含まれているため。	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
120	Ⅲ-1-3	第1 5. (3) タイトル	「危険物の把握」 ↓ 「危険物災害対策」	補正	誤記修正等	甲賀広域行政組合 消防本部 +FD45:G49
121	Ⅲ-1-3	第1 5. (3) 文中	「教育訓練」 ↓ 「教育及び訓練」	補正	誤記修正等	甲賀広域行政組合 消防本部
122	Ⅲ-1-3	第1 5. (3) 文中	「危険物の貯蔵・取扱状況」 ↓ 「活動危険情報」	消防活動阻害物質は消防法上の危険物ではないための補正。	誤記修正等	甲賀広域行政組合 消防本部
123	Ⅲ-1-3	第1 5. (4) 文中	「危険物等災害」 ↓ 「危険物施設災害」	補正 ※2箇所	誤記修正等	甲賀広域行政組合 消防本部
124	Ⅲ-1-3	第2	担当機関の欄の甲賀広域行政組合消防本部の削除	高圧ガス施設に対して、消防が指導・立入検査等をすることはできない。	誤記修正等	甲賀広域行政組合 消防本部
125	Ⅲ-1-4	第3 文中	「製造、販売、貯蔵並びに消費現場等に対する立入検査、保安検査を強化」→「消費場所及び保管場所に対する立入検査を強化」	補正	誤記修正等	甲賀広域行政組合 消防本部
126	Ⅲ-1-4	第3 文中	「占有する製造、販売、貯蔵等の施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについての自主保安管理を」→「占有する施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、維持されるよう自主保安管理を」	補正	誤記修正等	甲賀広域行政組合 消防本部
127	Ⅲ-1-4	第3 文中	「保安教育講習を実施し、」 ↓ 「保安教育講習の受講を促し、」	補正	誤記修正等	甲賀広域行政組合 消防本部
128	Ⅲ-1-4	第3 文中	「製造業者・販売業者並びに消費者に対して」 →「消費者等に対して」	補正	誤記修正等	甲賀広域行政組合 消防本部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
129	Ⅲ-1-5	第1 表中 【予防査察体制の充実強化】	「1) 毎月の防火点検日」 ↓ 「1) 毎月の定期査察」	補正	誤記修正等	甲賀広域行政組合 消防本部
130	Ⅲ-1-6	第2 3. (2) イ 文中	「注意指導」 ↓ 「注意喚起」	補正	誤記修正等	甲賀広域行政組合 消防本部
131	Ⅲ-1-6	第2 3. (2) イ 文中	「市防災行政無線、」削除	市防災行政無線の廃止による	最新情報化	総合政策部
132	Ⅲ-2-2	連絡系統図中	県防災危機管理局 077-528-3432 → 077-528-3433	電話番号変更のため	誤記修正等	滋賀県防災危機 管理局
133	Ⅲ-2-3	3. 表中	提案：「甲賀土木事務所を通じ」→削除	提案：即報は甲賀土木事務所を通さず、県防災危機管理局へ報告しているため。	誤記修正等	甲賀広域行政組合 消防本部
134	Ⅲ-2-3	特殊災害（事故災害）編 消防本部の災害報告	甲賀土木事務所を通じ ※県防災情報システムの場合は直接県防災危機管理局へ送信 ↓ 削除	甲賀土木事務所経由は不要。消防本部から県防災危機管理局へ	誤記修正等	滋賀県防災危機 管理局
135	Ⅲ-2-3	[火災・災害等速報連絡先]	I-7-53と同様に変更（連絡先を滋賀県に） その上で、 滋賀県 防災 TEL 111-862 → *-53-862 消防庁 防災 TEL 048-500-7855 → *-6-048-500-7855 FAX 048-500-7537 → *-6-048-500-7855 (勤務時間外) TEL 048-500-7782 → *-6-048-500-7782 FAX 048-500-7789 → *-6-048-500-7789	最新情報化	最新情報化	滋賀県防災危機 管理局

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
136	Ⅲ-2-6	1. 電話の使用不能時の通信の確保	「市防災行政無線移動系や」→削除	市防災行政無線の廃止による	最新情報化	総合政策部
137	Ⅲ-2-6	3. (8) 文中	「で警察官がその場にはいないときに限り」→削除	消防法第3条では、警察官の在否に係らず屋外における措置命令が可能であるため。	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
138	Ⅲ-2-8	2. 広報手段(4)	「市防災行政無線、」→削除	市防災行政無線の廃止による	最新情報化	総合政策部
139	Ⅲ-2-11	[火災・災害等速報連絡先]	同上 (甲賀土木事務所経由は不要。消防本部から県防災危機管理局へ)	誤記修正等	誤記修正等	滋賀県防災危機管理局
140	資料1-0	1.1 滋賀県防災行政無線一覧	「NHK大津支局」→「NHK大津放送局」	組織改正、名称変更	最新情報化	日本放送協会 大津放送局
141	資料1-1	1.1 滋賀県防災行政無線一覧	※-51-820~824 ※-53-860 ↓ *-51-820~824 *-53-862	計画Ⅲ-2-11との整合のため	誤記修正等	滋賀県防災危機管理局
142	資料1-1	1.2 災害時優先電話一覧	11甲賀市役所水口庁舎危機管理課の優先電話は新庁舎移転により変更されるか ↓ 修正事項はなし	計画に記載の番号で継続する。「0748-65-2111」	誤記修正等	信楽高原鐵道
143	資料1-3	1.3 滋賀県衛星回線一覧	表を抹消もしくは甲賀市で管理されている衛星電話の番号を記述願います。	計画Ⅰ-4-12との整合のため	誤記修正等	滋賀県防災危機管理局
144	資料1-9	1.8 臨時ヘリポート一覧	旧山内小学校運動場 備考欄に※ 朝宮小学校運動場 備考欄に※	山内小学校の閉校による 滋賀県防災航空隊離着陸上指定の最新化	最新情報化	総合政策部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
145	資料1-19	1.10 公共施設耐震化状況	最新情報に更新	平成29年度公共施設の耐震化推進状況調査	最新情報化	総合政策部
146	資料1-20	88	上の平農村作業休養センターを削除	上の平区へ移管済み	最新情報化	産業経済部
147	資料1-23	1.11 市行政無線の現状	同報系甲南地域の削除 移動系水口地域・土山地域の削除	市防災行政無線の廃止による	最新情報化	総合政策部
148	資料1-23	1.12 消防団簡易無線の現状	土山地域 30台 甲賀地域 30台	新規に登録したため	最新情報化	総合政策部
149	資料1-25	1.14 消防本部体制	最新情報に更新	最新情報に更新	最新情報化	総合政策部
150	資料1-27	1.15 交番・駐在所	○甲賀警察署警備課 本綾野2-11 ↓ 甲賀警察署警備課 水口6026 ○多羅尾警察官駐在所 多羅尾167 ↓ 多羅尾警察官駐在所 多羅尾1915-1	移転に伴う所在地の変更	最新情報化	危機管理課
151	資料1-28	1.16 自衛隊災害派遣要請先	防災無線：171 <u>INS：0740-22-8048</u> 防災無線：100-862 ↓ <u>防災無線：171-0</u> <u>INS：0740-22-8048</u> <u>防災無線：174-0</u>	最新情報化	最新情報化	滋賀県防災危機管理局
152	資料2-2	2.2 自主防災組織一覧表	最新情報化	最新情報化	最新情報化	総合政策部
153	資料3-14	3.5地すべり防止区域	最新情報化	最新情報化	最新情報化	総合政策部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
154	資料3-44	3.10土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	最新情報化	最新情報化	最新情報化	総合政策部
155	資料4-1	4.1 表中	別添のとおり修正	平成29年3月31日現在の数に修正するとともに、文言及び表の補正。	最新情報化	甲賀広域行政組合消防本部
156	資料4-1	4.2 表中	「水口町境ヶ谷6699」 ↓ 「水口町水口6699」	池本道夫氏の所在地の修正	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
157	資料5-5	5.10 孤立集落の可能性一覧	①衛星携帯電話の配置状況の修正 ②消防団無線の配置状況の修正 ⑤同報系無線の遠隔装置の修正 自主防災組織の設置状況	最新情報化	最新情報化	総合政策部
158	資料6-2	応急仮設住宅の供与費用の限度額	1. 規模 「1戸あたり29.7㎡を標準とする。」を 「1. 規模 地域の実情・世帯構成に応じて設定」に改める。 2. 「2,610,000円」を「5,516,000円」に改める。 3. 「50戸未満の場合も戸数に応じた小規模な施設を設定できる。」を追記する。	法改正等による	法律や指針等の改正に対応する。	総合政策部
159	資料6-2	炊き出しその他による職員の給与費用の限度額	「1,080円」を「1,130円」に改める。	法改正等による	法律や指針等の改正に対応する。	総合政策部
160	資料6-2	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 全壊・全焼・流出 夏	「18,300」を「18,400円」に、 「23,500」を「23,700円」に、 「34,600」を「34,900円」に、 「41,500」を「41,800円」に、 「52,600」を「52,900円」に、 「7,700」を「7,800円」に改める。	法改正等による	法律や指針等の改正に対応する。	総合政策部
161	資料6-2	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 全壊・全焼・流出 冬	「30,200」を「30,400円」に、 「39,200」を「39,500円」に、 「54,600」を「54,900円」に、 「63,800」を「64,200円」に、 「80,300」を「80,800円」に改める。	法改正等による	法律や指針等の改正に対応する。	総合政策部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
162	資料6-2	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 半壊・半焼・床上浸水夏	「8,000」を「8,100円」に、 「12,000」を「12,100円」に、 「14,600」を「14,700円」に、 「18,500」を「18,600円」に改める。	法改正等による	法律や指針等の改正に対応する。	総合政策部
163	資料6-2	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 半壊・半焼・床上浸水冬	「9,700」を「9,800円」に、 「12,600」を「12,700円」に、 「17,900」を「18,000円」に、 「21,200」を「21,400円」に、 「26,800」を「27,000円」に改める。	法改正等による	法律や指針等の改正に対応する。	総合政策部
164	資料6-3	被災した住宅の応急修理費用の限度額	「567,000円」を「574,000円」に改める。	法改正等による	法律や指針等の改正に対応する。	総合政策部
165	資料6-3	学用品の給与費用の限度額	「4,200円」を「4,400円」に、 「4,500円」を「4,700円」に、 「4,900円」を「5,100円」に改める。	法改正等による	法律や指針等の改正に対応する。	総合政策部
166	資料6-3	埋葬費用の限度額	「208,700円」を「210,200円」に、 「167,000円」を「168,100円」に改める。	法改正等による	法律や指針等の改正に対応する。	総合政策部
167	資料6-4	死体の処理費用の限度額	「縫合」を追記する。	法改正等による	法律や指針等の改正に対応する。	総合政策部
168	資料6-4	障害物の除去費用の限度額	「134,300円」を「135,100円」に改める。	法改正等による	法律や指針等の改正に対応する。	総合政策部
169	資料6-9	6.4 火災・災害等即報要領	「平成29年2月 消防応第11号」による修正	法改正等による	法律や指針等の改正に対応する。	甲賀広域行政組合 消防本部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
170	資料6-60		<p>消防庁応急対策室 電話番号*6-048-500-49013 FAX番号*6-048-500-49033 <u>消防庁 消防防災・危機管理センター</u> 電話番号*6-048-500-49102 FAX番号*6-048-500-49036 滋賀県防災危機管理局 <u>管理情報チーム（危機管理センター整備室）</u> 情報関係 <u>危機管理センター関係</u> <u>消防保安チーム</u> <u>滋賀県県庁守衛室（時間外対応）</u> 電話番号077-524-3436 防災*-51-848 FAX番号 防災*-51-855</p> <p>↓</p> <p>消防庁応急対策室 電話番号*6-048-500-90-49013 FAX番号*6-048-500-90-49033 <u>消防庁 宿直室</u> 電話番号*6-048-500-90-49102 FAX番号*6-048-500-90-49036 滋賀県防災危機管理局 <u>管理・情報係チーム（危機管理センター整備室）</u> 情報関係 <u>危機管理センター関係</u> <u>消防・保安係チーム</u> <u>県危機管理センター無線統制室（時間外対応）</u> 電話番号077-528-3436 防災*-51-898 FAX番号 防災*-51-850</p>	補正	最新情報化	滋賀県防災危機管理局
171	資料6-62	6-45関係機関連絡表 関西電力株式会社 八日市営業所 電話番号	「0800-777-8063」 → 「0800-777-3081」	電話番号変更のため	最新情報化	関西電力株式会社 八日市営業所
172	資料6-62	6-45関係機関連絡表 甲賀警察署警備課 所在地	「本綾野2-11」 → 「水口6026」	移転に伴う所在地の変更	最新情報化	
173	資料6-62	6-45関係機関連絡表 多羅尾警察官駐在所 所在地	「多羅尾167」 → 「多羅尾1915-1」	移転に伴う所在地の変更	最新情報化	関西電力株式会社 八日市営業所
174	資7-1	第4条 2	「県内共通波」 → 「主運用波」	誤記	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部
175	資7-1	第4条 3（3）	「終結場所」 → 「集結場所」	誤記	誤記修正等	甲賀広域行政組合消防本部

平成29年度 第2期 甲賀市地域防災計画改定項目一覧表

No	ページ	該当部分	意見・修正案	理由や根拠、補足説明等	対応分類	提案者
176	資7-18(3)	【新設】 災害応急対策活動の相互 応援に関する協定	福井県越前町長 愛知県瀬戸市長 愛知県常滑市長 兵庫県篠山市長 岡山県備前市長 災害応急対策活動の相互応援に関する協定 【締結日】 H29.12.2	災害応急対策活動の相互応援に関する 協定締結	最新情報化	総合政策部
177	資7-20	7.10 民間との相互応援 協定	株式会社平和堂 災害時における食料品及び生活関連物資の供給 等に関する協定書 【締結日】 H29.9.7	災害時における食料品及び生活関連物 資の供給等に関する協定書締結	最新情報化	総合政策部
178	資7-20	7.10 民間との相互応援 協定	株式会社バローホールディングス 災害時における食料品及び生活関連物資の供給 等に関する協定書 【締結日】 H29.9.21	災害時における食料品及び生活関連物 資の供給等に関する協定書締結	最新情報化	総合政策部
179	資料7-20 資料7-64	締結日 代表者	締結日：平成29年10月1日 代表者最新化	協定の再締結による	最新情報化	上下水道部
180	資10-2、3	指定緊急避難所 水口地 域(1/7、2/7) 表中 (N012, 18, 19, 32, 33, 43, 4 5, 46)	水口東部コミュニティセンターと水口北部コ ミュニティセンターの電話番号を削除。	現在、施設に電話がないため。 (ひとつは現在使われていないが、ひ とつは違う施設に繋がる。)	最新情報化	総合政策部
181	資料10-3	指定緊急避難場所 岡の郷	「岡の郷自治会館」→「岡の郷会館」	名称の修正	誤記修正等	総合政策部
182	資料10-6	指定緊急避難場所 柏木学区	学区欄に「柏木」を記載	学区名の記載漏れ	誤記修正等	総合政策部
183	資料10-11	指定緊急避難場所 末田区	施設管理者欄「甲賀市」→「地区区・自治会 等」	施設管理者の変更による	誤記修正等	総合政策部
184	資料10-18	特別養護老人ホーム信楽 荘	連絡先「83-1743」 →「83-1313」	特別養護老人ホーム信楽荘の電話番号 の誤記	誤記修正等	総合政策部
185	資10-22	指定避難所 水口地域 (1/2) 表中(N08)	「第2次開設(不足時対応) 綾野地域市民 センター(水口中央公民館)」を削除	同じN08で、第1次開設 水口中央公 民館(綾野地域市民センター)があ り、同じ施設を第1次開設と第2時開 設(不足時対応)に指定することは、 矛盾するため。	誤記修正等	総合政策部
186	資料11-1～ 11-4	備蓄倉庫一覧	備蓄倉庫及び備蓄物品の最新化	備蓄資機材等の更新	最新情報化	総合政策部